

水俣市監査委員公告第3号

水俣市監査基準第4条第2項に規定する定期監査のうち、令和6年度後期分を実施したので、同基準第23項の規定により、監査の結果に関する報告を別添のとおり公表する。

令和7年3月25日

水俣市監査委員 永 田 靖

水俣市監査委員 桑 原 一 知

令和6年度財務監査（定期監査：地域振興課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和6年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和5年度、令和6年度地域振興課所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（地域振興課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和6年11月25日（月）から令和6年11月26日（火）まで

イ 本監査 令和6年12月24日（火）から令和7年1月10日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 休日勤務した4時間分について、時間外勤務手当が支給されているが、半日振替を取得していた。(R6. 10. 20) (地域振興係)

イ 休日勤務した4時間分の振替手当が支給されているが、同一週に以前の週休日の振替休を取得しており、1週間の正規の勤務時間を超えないため、振替手当は支給できない。(R5. 1. 27) (水俣環境アカデミア)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

ア 行政事務・文書配付委託について、四半期ごとに完了報告書を提出してもらい支払っているが、事務が煩雑であり、また4期目だけ前払金としている根拠が判然としない。支払いを例えば4月に全額を前払いし、完了報告書に4月の戸数と3月の戸数を記入してもらい、著しく増減していないか確認するなど、契約内容を見直し、事務処理の変更を検討されてはどうか。(地域振興係)

(5) その他事項 (この講評の際に、連絡すべきもの等) 特になし。

別表「注意事項」

1 共通的事項について

- (1) 市民手帳販売等業務による販売代金の収納事務を委託する際、地方自治法第243条の2第1項に基づき公金事務を委託し、同条第2項に基づき告示しなければならないが、告示の根拠規定に誤りがあった。(地域振興係)

2 収入事務について

- (1) 水俣環境アカデミアが水俣市教育委員会に対して施設使用料の減免を許可する際、水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例施行規則第9条に規定の減免該当区分の、「水俣市が主催する事業の場合」か、「市内の小学校、中学校及び高等学校が教育活動の一環として使用する場合」のどちらかとしているが、教育委員会が行う会議等は、どちらの減免理由も該当しない。減免を許可するのであれば、規則の改正が必要である。(水俣環境アカデミア)
- (2) 領収証が発行されているが、受付名簿兼領収簿に記載されていないものがあつた。名簿と領収証を照合し、金額に誤りがないか確認するためにも、合計金額を把握すべきである。また、調定書にはその納付に係る名簿を添付されたい。(地域振興係)
- (3) 領収証の金額を訂正しているものがあつたが、相手方に領収証を渡していた。この場合は、金額を訂正せず、破棄せずそのまま複写の分も含めて2枚とも保存し、新たに領収証を切り直さなければならない。(地域振興係)

3 支出事務について

- (1) 食料品を購入する際に、レジ袋を購入しているが、SDGsを推進している立場としては、不必要な支出と思われる。適正な予算執行方法に留意されたい。(地域振興係)
- (2) 水俣環境アカデミア事業推進会議について、会議出席者に報償費と費用弁償が支給されているが、「水俣環境アカデミア事業推進会議の設置等に関する要綱」等に支給の根拠が規定されていないため、支給の規定が必要である。(水俣環境アカデミア)
- (3) コミュニティバス無料回数券印刷において、物品購入伺いだけで決裁し、契約を結ぶことなく印刷を発注し納品させているが、契約に関する一連の決裁を行うべきである。(地域振興係)
- (4) 使用した切手の枚数が、受入の欄に記載されていた。また、残数を訂正してあるが、訂正印が無かつた。(R6.3.5 1円切手)(地域振興係)
- (5) 使用した切手の枚数の記載漏れがあつた。(R6.8.14 140円切手)(地域振興係)
- (6) 購入した切手の記載漏れがあつた。購入してすぐに使用する場合にも、受入と払出に記載されたい。(R6.10.16 16円切手)(地域振興係)

4 契約事務について

- (1) 随意契約において、1 者見積の理由が記載されていなかった。
ア 研究活動支援事業ジャンボタクシー借上げ運行业務 (水俣環境アカデミア)
- (2) 請書に「別紙の仕様書等」とあるが、添付されていなかった。
ア 研究活動支援事業ジャンボタクシー借上げ運行业務 (水俣環境アカデミア)
イ ふれあいセンター消防用設備等保守点検業務 (地域振興係)
- (3) 検査結果通知書は作成されているが、市長印を押印し、通知されているのか確認できなかった。
ア 研究活動支援事業ジャンボタクシー借上げ運行业務 (水俣環境アカデミア)
イ ふれあいセンター消防用設備等保守点検業務 (地域振興係)

5 財産管理事務について

- (1) 備品台帳に記載されていなかった。
ア ふれあいセンター用プリンター及び FAX 電話機 (地域振興係)

6 経営に係る事業管理について

- (1) 休日勤務した 4 時間分について半日振替としていたが、振替簿に記載されていないものがあった。(1/27) (水俣環境アカデミア)
- (2) ETC カード使用管理簿に記載がある出張分で、酒気帯び確認記録簿に記録が無いものがあり (R6 5/30、6/13、8/26、9/17、10/15、10/11~12)、管内及び近隣市町村への公用車運転分の酒気帯び確認も実施されていないものが多数見受けられるので、酒気帯び確認及び記録の徹底について指導を求める。(地域振興係)

令和6年度財務監査（定期監査：税務課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和6年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和5年度、令和6年度税務課所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（税務課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和6年12月3日（火）から令和6年12月4日（水）まで

イ 本監査 令和6年12月24日（火）から令和7年1月10日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務手当の支給額に誤りがあったので、総務課と協議の上、適切に処理されたい。

(ア) 週休日に勤務した4時間分を半日振替とした残りの時間について、平日単価とすべきところを休日単価としていた。(R6.2.18) (固定資産税係)

(イ) 週休日に勤務した分を振替対応とし、同一週内に振替休を取得していないため振替手当が支給されていたが、以前の分の振替休を同一週内に取得しているため、振替手当の対象とはならないものがあった。(固定資産税係)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 軽自動車税の減免申請書を受け付ける際は、短期間に申請が集中し、係の職員全員で窓口対応するため、減免の対象となるものの障害かどうかを瞬時に判断するのは難しいと思われる。減免申請書の裏面に減免の対象となる障害の等級一覧を印刷し、どれに該当するか、申請してもらうようにしてはどうか。職員の負担軽減につながり、決裁の際にも確認しやすくなると思われるので、検討されたい。(市民税係)

(5) その他事項 (この講評の際に、連絡すべきもの等) 特になし。

別表「注意事項」

1 共通的事項について 特になし。

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について

(1) 契約締結するときに支出負担行為決定票を作成するとなっているが、作成されていなかった。

ア 家屋評価システム更改事業 (固定資産税係)

4 契約事務について

(1) 請書において、「別紙仕様書のとおり」とあるが添付されていなかった。

ア 市県民税特別徴収納入済通知書等の印刷業務 (市民税係)

イ 異動届 (はがき) 及び異動届用プライバシー保護シール印刷業務 (固定資産税係)

(2) 検査結果通知書の相手方の名称を省略して記載されていたので、契約書に記載された氏名を記載されたい。

ア 固定資産税納税通知書等印刷請負業務 (固定資産税係)

イ 異動届 (はがき) 及び異動届用プライバシー保護シール印刷業務 (固定資産税係)

(3) 検査調書は作成されているが、検査結果通知書が作成されていなかった。

ア 水俣市公金口座振替依頼書・自動払込利用申込書印刷業務 (収納対策室)

イ 連続帳票三つ折圧着はがき (汎用ポステックス) 印刷業務 (収納対策室)

ウ マル公再発行納付書印刷業務 (収納対策室)

エ 連続帳票三つ折圧着はがき (督促状・口座振替不能通知書) 印刷業務 (収納対策室)

5 財産管理事務について

(1) 備品台帳に記載がなかった。

ア IC レコーダー (固定資産税係)

6 経営に係る事業管理について

(1) 公用車運転日報に運転した記録があるが、酒気帯び確認記録簿に記録が無いものが多数あったので、酒気帯び確認及び記録の徹底について課内の職員に周知されたい。

(令和6年10月分 10/7、10/8、10/10 : 3件、10/16、10/17、10/23、10/24、10/28、10/29、10/31)

令和6年度財務監査（定期監査：環境課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和6年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和5年度、令和6年度環境課所管及び令和5年度水俣病資料館所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（環境課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和6年12月10日（火）から令和6年12月12日（木）まで

イ 本監査 令和6年12月24日（火）から令和7年1月10日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

- ア 丸島水路公害防止事業事業者負担金の未納額については、未納額が解消されるよう努力されたい。(環境もやい推進係)
- イ 時間外勤務手当の支給額に誤りがあったので、総務課と協議の上、適切に処理されたい。
- (ア) 時間外勤務命令簿において実施の記録があるが、手当が支給されていないものがあった。(R6.5.2) (環境衛生室)
- (イ) 時間外勤務時間数の合計時間数に誤りがあった。(R6.7月分) (環境もやい推進係)
- (ウ) 週休日の催し物で、他の課係に応援依頼した際に、休日深夜の時間にまたがった7.75hについて1日振替としていた。(R6.9.21) (環境もやい推進係)
- ウ 環境課は、火のまつり実行委員会の事務局をしており、火のまつり実施において、看護協会へ派遣を依頼した看護師へ謝金を支払っているが、所得税の源泉徴収及び納付を行っていないので、適切に処理されたい。(環境もやい推進係)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

- ア 令和6年10月9日に、84円切手27枚と94円切手219枚を110円切手に交換した際の交換手数料が3,198円であった。交換手数料は99枚までと100枚以上で単価が異なる

るので、数回に分けて交換したり、84円と94円の切手を全部を交換するのではなく、一部を26円、16円に交換すれば、新料金110円となるよう一緒に貼って使用できるので、交換枚数を減らすことができたと考える。

今後、切手を交換する際には、交換の必要性や手数料を減らす交換方法について検討されたい。
(環境もやい推進係)

- (5) その他事項 (この講評の際に、連絡すべきもの等) 特になし。

別表「注意事項」

1 共通的事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 廃棄物処理手数料減免申請書が提出された際に、手数料の減免については課長決裁であるが、令和5年11月以降、課長の決裁を受けていなかった。(環境クリーンセンター)
- (2) 収入事務について、請求書を作成しているが、水俣市会計事務規則第18条により、納入通知書で通知すればよく、請求書の発行は必要ない。
ア 一般会計からの出資に伴う納付金 (環境衛生室)

3 支出事務について

- (1) 令和5年度定期監査の指摘事項である、はがきの使用記録簿が作成されていなかった件について、はがき使用台帳が作成されていることを確認したが、印刷済分と未印字分の合計で記録している。それぞれの残数が把握できるよう、別々に記録されたい。
(環境もやい推進係)
- (2) 令和5年度末の3月に購入したはがきについて、予算消化のように見受けられる。翌年度使用する分については翌年度の予算で購入すべきである。(環境クリーンセンター)

4 契約事務について

- (1) 見積結果表において、手書きで作成するところをパソコンで作成されていたので、入札の際の開札調書を参考にされたい。
ア 可燃ごみ等収集運搬業務 (環境クリーンセンター)
イ 資源ごみ等収集運搬処理業務 (環境クリーンセンター)
ウ 岡山不燃物埋立処分地各種分析業務 (環境クリーンセンター)
エ 環境クリーンセンター周辺環境分析業務 (環境クリーンセンター)
オ 岡山不燃物埋立処分地揚浸出水処理施設点検業務 (環境クリーンセンター)
カ 微量PCB分析 (環境クリーンセンター)
- (2) 見積結果表の立会人氏名の欄に押印のないものがあった。
ア 令和6年度資源物売払い業務(布類) (環境クリーンセンター)
- (3) 予定価格の算定の際、過去3年間の最低価格を参考とするならば、その資料を添付するべきであるが、添付されていなかった。
ア 令和6年度資源物売払い業務(紙類第1期) (環境クリーンセンター)
- (4) 契約書において、別添の仕様書とあるが、添付されていなかった。
ア 令和5年度水俣市海岸漂着物(漁協回収分)収集運搬業務委託 (環境衛生室)
イ 令和6年度水俣市海岸漂着物運搬処理業務(湯の児海水浴場)委託 (環境衛生室)

- (5) 契約書がファイルに綴って保管されていなかった。
- ア 令和6年度ペットボトル（有価物）売買契約書 (環境クリーンセンター)
- (6) 検査調書は作成されていたが、検査結果通知書は作成されていなかった。
- ア 令和5年度水俣市自動車騒音常時監視調査業務 (環境衛生室)
- イ 令和5年度水俣市海岸漂着物（漁協回収分）収集運搬業務委託 (環境衛生室)
- ウ 令和6年度水俣市海岸漂着物運搬処理業務（湯の児海水浴場）委託 (環境衛生室)
- エ 令和6年度水俣市海岸監視業務 (環境衛生室)
- オ 令和6年度水俣市白浜町海岸漂着廃プラスチック処理業務委託 (環境衛生室)
- カ 令和6年度水俣市海岸漂着物分別処理業務（令和5年度回収分） (環境衛生室)
- キ 令和5年度・令和6年度水質分析等業務 (環境衛生室)
- ク 令和5年度煤煙濃度測定業務 (環境衛生室)
- ケ 畜犬管理システム保守業務 (環境衛生室)
- コ 岡山不燃物埋立処分地揚浸出水処理施設点検業務 (環境クリーンセンター)
- サ 岡山不燃物埋立処分地放流水ダイオキシン類測定業務 (環境クリーンセンター)
- (7) 検査結果通知書の相手方の名称を省略して記載されていたので、契約書に記載された氏名を記載されたい。
- ア 環境クリーンセンター管理棟清掃業務 (環境クリーンセンター)
- イ 環境クリーンセンター旧ごみピット廃棄物処理業務 (環境クリーンセンター)
- ウ 生ごみ処理業務 (環境クリーンセンター)
- エ 容器包装廃棄物再資源化業務 (環境クリーンセンター)
- オ 使用済小型家電リサイクル処理業務 (環境クリーンセンター)
- カ 廃蛍光管等処理業務 (環境クリーンセンター)
- キ 廃乾電池再資源化処理業務 (環境クリーンセンター)
- ク 微量PCB分析 (環境クリーンセンター)

5 財産管理事務について

- (1) 備品台帳に記載されていなかった。
- ア プラ製容器包装資源化用横型自動梱包機 (環境クリーンセンター)
- イ サカエ 特製四輪車 (環境クリーンセンター)

6 経営に係る事業管理について

- (1) 文書の決裁において、決裁日付印が押印されていなかった。
- ア 流木仮置きに係る行政財産使用許可申請 (環境衛生室)
- イ 令和6年度水俣市海岸漂着物運搬処理業務（湯の児海水浴場）の実施 (環境衛生室)
- ウ 令和6年度水俣市海岸漂着物運搬処理業務（湯の児海水浴場）委託契約の締結 (環境衛生室)
- エ 令和6年度水俣市白浜町海岸漂着廃プラスチック処理業務委託契約の締結 (環境衛生室)

オ 一般廃棄物処理業（収集・運搬）の許可（新規1件・更新2件）
（環境クリーンセンター）

カ 一般廃棄物処理業（処理）の許可（更新1件）
（環境クリーンセンター）

(2) 一般廃棄物処理業の収集又は運搬の許可は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項及び同施行令第4条の5により、許可の更新期間が2年と定められているが、異なる期間で許可しているものがあつた。
（環境クリーンセンター）

(3) 一般廃棄物処理業変更届出書が提出された際に余白処理により器材検査済証を発行しているが、公印承認の欄がないので、公印承認をもらったか確認できないが、公印を押印してあつた。余白処理ではなく、起案用紙を用いて決裁をするべきである。
（環境クリーンセンター）

(4) 一般廃棄物処理業変更届出書が提出された際に器材検査済証を発行しているが、有効期限の開始日より発行日が後になっていた。
（環境クリーンセンター）

(5) 酒気帯び確認記録簿で、確認方法及び検知器使用の有無の○が無いものがあつた。
（環境クリーンセンター）

(6) 公用車運転日報に運転した記録があるが、酒気帯び確認記録簿に記録が無いものがあつたので、酒気帯び確認及び記録の徹底について課内の職員に周知されたい。

（令和6年10月分 ○囲み数字は記録なしの件数 10/1②、10/2②、10/7②、10/8③、10/10③、10/15①、10/16②、10/17①、10/22②、10/23②、10/24①、10/28①、10/29①、10/30③、10/31①、運転記録50件に対し酒気帯び記録無し27件）

（環境もやい推進係、環境衛生室）

令和6年度財務監査（定期監査：農業委員会所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和6年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度、5年度、6年度農業委員会所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（農業委員会）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和6年12月17日（火）

イ 本監査 令和6年12月24日（火）から令和7年1月10日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬等について、公金振込の手数料を軽減するため、年12回で支給していた基本給を年2回で支給するよう、協議により改正していた。これにより、公金振込手数料の削減に貢献している。

イ 農業委員の任期は3年となっているが、その度に、会長、副会長が交代したり、農業委員も退任したりすることもあることから、改選の月は、報酬額を日割計算することになる。しかし、日割計算の1円未満の端数処理について、「水俣市農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に関する規則」の中に謳っておらず、能率給についてのみ規定されている。基本給の端数処理についても、同規則の中で規定してはどうか。

(5) その他事項（この講評の際に、連絡すべきもの等） 特になし。

別表「注意事項」

1 共通的事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 農地証明手数料領収綴を作成しているが、連番号が付されていない。
- (2) 領収証に日付の記載のないものがあつた。
ア 令和6年7月分
- (3) 調定を7月18日に切っている農地証明手数料があるが、領収証の日付は7月23日となっており、さらに、金融機関への払い込みは8月6日となっていた。水俣市会計事務規則第21条第2項に基づき、歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。

3 支出事務について

- (1) 農業委員会の会長、副会長、委員及び農地利用最適化推進委員の能率給は、「水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例」別表備考欄により、「当該年度分を当該年度の末日までに支給する。」と規定されているが、事務処理上当該年度の末日までに支給することは実質困難である。業務の実態に応じて能率給を支払うのであれば、条例を改正する必要がある。
- (2) 切手の保管枚数が多い。購入の際は、使用予定のある枚数をその都度購入するよう努められたい。年度末の予算消化のような購入も見られるが、年度内に必要としない購入はしないこと。

4 契約事務について

- (1) 請書において、別冊の仕様書等とあるが、添付されていなかった。
ア 水俣市農業委員会バス借上業務（令和5年度農業委員会新任委員研修会）
イ 水俣市農業委員会バス借上業務（令和5年度熊本県農地利用最適化推進大会）
ウ 水俣市農業委員会バス借上業務
(令和5年度熊本県農地利用最適化推進ブロック別研修会)
- (2) 検査結果通知書は作成されていたが、公印承認の印がないため、市長印を押印し送付したのか確認できなかった。
ア 令和5年度水俣市農地地図情報システム保守業務
イ 令和5年度水俣市農地基本台帳システム保守点検業務
- (3) 検査結果通知書は作成されていたが、契約担当者の欄が契約者である市長名ではなく事務局長名となっていた。
ア 水俣市農地台帳サポートシステム連携オプション使用

5 財産管理事務について 特になし。

6 経営に係る事業管理について

- (1) 農業委員会会長決裁のもので、会長の決裁印のないものがあった。
- (2) 公用車運転日報に運転した記録があるが、酒気帯び確認記録簿に記録が無いものがあつた。(10/22)

令和6年度財務監査（定期監査：経済振興課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和6年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和5年度、令和6年度経済振興課所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（経済振興課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和7年1月7日（火）から令和7年1月8日（水）まで

イ 本監査 令和7年2月4日（火）から令和7年2月13日（木）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

ア 水俣ユニオンFCWのコーチングスタッフミーティングや選手・スタッフゲーム&トレーニングミーティングを行うために、(株)水俣ユニオンへ水俣市企業支援センターの小研修室や大研修室の使用を許可し、使用料を全額免除にしているが、許可理由が「市長が特に認めるとき」であるにもかかわらず、市長決裁は行われていない。毎月月末に翌月分を申請しているようだが、回数も多いため、年度当初等に一度市長決裁をとるようにし、申請方法と許可について簡易化してはどうか。

(水俣市企業支援センター)

(5) その他事項 (この講評の際に、連絡すべきもの等) 特になし。

別表「注意事項」

1 共通的事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 水俣ユニオンFCWの事務所として、水俣市企業支援センターの小会議室を1年にわたって使用を許可しているが、小会議室の本来の使用時間は、午前9時から午後10時までであるため、水俣市企業支援センターの設置等に関する条例第7条第3項の規定による使用時間の変更の可否について、決裁が必要である。(水俣市企業支援センター)

- (1) 行政財産目的外使用料の調定書に決裁日の記載のないものがあつた。
(水俣市企業支援センター)

3 支出事務について

- (1) ETCカード使用管理簿に記載があるが、出張命令管理簿に記載のないものがあつた。
(12/25)

4 契約事務について

- (1) 検査調書は作成されていたが、検査結果通知書は作成されていなかった。
- ア オンライン連携用インタラクティブ・ホワイトボード購入
(水俣市企業支援センター)
 - イ ポータブル電源（高次医療機関とのオンライン・リアルタイム連携システム用）購入
(水俣市企業支援センター)
 - ウ 公共交通機関による処方薬輸送業務
(水俣市企業支援センター)

5 財産管理事務について

- (1) 消火器の購入及び廃棄を行っているが、備品台帳にその旨の記載がされていなかった。
(R6.8月) (水俣市企業支援センター深川分室)

6 経営に係る事業管理について

- (1) 水俣市文書規程第26条の規定により、決裁文書には決裁日付印を押印することになっているが、決裁日付印が押印していないものが散見された。
(水俣市企業支援センター74件)

- (2) 公用車運転日報に運転した記録があるが、酒気帯び確認記録簿に記録が無いものがあつたので、酒気帯び確認及び記録の徹底について課内の職員に周知されたい。
(令和6年10月分 運転記録5件に対し酒気帯び記録無し4件)

令和6年度財務監査（定期監査：農林水産課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和6年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和5年度、令和6年度農林水産課所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（農林水産課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和7年1月14日（火）から令和7年1月15日（水）まで

イ 本監査 令和7年2月4日（火）から令和7年2月13日（木）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 行政財産の使用許可をする際、水俣市行政財産使用料条例第2条第1号の規定により、使用許可期間が1月以上の場合は月割額とするが、日割額により計算しているものがあつた。

(ア) 水俣市東部センター敷地内 140 m²、令和6年12月23日～令和7年3月14日
(農業振興室)

イ 時間外勤務手当の計算で、同じ区分の勤務時間30分以上1時間未満の端数がある事業が2つあるが、調整されていないものがあつた。(R6.7月 農林水産土木室)

ウ 水俣市旅費支給事務取扱要綱第5条第5項の規定により、貸切バス等による旅行は、その貸切バス等は公用車とみなして条例の規定を適用し、日当を減額調整をするが、されていなかった。

(ア) マガキ養殖先進地視察のため
(大分県佐伯市・中津市、令和5年12月14日～15日) (林務水産土木室)

エ 補助金の関係書類について、昨年度の財務監査において、下記の事業等については本来あるべき書類が簿冊に綴られていなかったと指摘したが、申請書や報告書など揃っていなかったため、再三の催促により書類は簿冊に綴られた。しかし、決裁文書を紛失したものが幾つかあつたことで、文書が再発行され、決裁日付印も押印されていないものがあつた。
(農業振興室)

(ア) 令和4年度経営開始資金補助金

(イ) 令和4年度熊本県農業次世代人材投資事業(経営開始型)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

(5) その他事項（この講評の際に、連絡すべきもの等） 特になし。

別表「注意事項」

1 共通的事項について 特になし。

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について 特になし。

4 契約事務について

- (1) 見積結果表において、手書きで作成するところをパソコンで作成されていたので、入札の際の開札調書を参考にされたい。 (林務水産土木室)
ア 森林経営管理推進事業 林道田代線舗装工事
- (2) 令和5年度財務監査時に、市民農園の土地の賃貸借契約について、「農地の賃貸借を行っているので、請書ではなく、賃貸借契約書を作成したほうがよいと考える。特定農地貸付規程の見直しを検討されたい。」と提案し、「請書のありかたを含めて、特定農地貸付規程の見直しを行います。」との回答を得ていたが、今年度も請書を徴していた。特定農地貸付規程の見直しを実施されたい。 (農業振興室)
- (3) 令和5年度からの継続利用者から令和6年度使用に向けた請書を徴しているが、継続利用者が使用区画数を変更したのにもかかわらず、請書には変更前の区画数での使用料を記載していた。 (農業振興室)

5 財産管理事務について 特になし。

6 経営に係る事業管理について

- (1) 文書の決裁において、決裁日付印が押印されていなかった。 (林務水産土木室)
ア うなぎのつかみ取り大会のチラシの回覧依頼
- (2) 公用車運転日報に運転した記録があるが、酒気帯び確認記録簿に記録が無いものがあったので、酒気帯び確認及び記録の徹底について課内の職員に指導されたい。
(令和6年10月分)
ア 運転記録40件に対し酒気帯び記録無し34件 (農業振興室)
イ 運転記録79件に対し酒気帯び記録無し30件 (林務水産土木室)

令和6年度財務監査（定期監査：土木課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和6年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和5年度、令和6年度土木課所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（土木課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和7年1月21日（火）から令和7年1月22日（水）まで

イ 本監査 令和7年2月4日（火）から令和7年2月13日（木）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務命令簿に記載があるが、時間外勤務手当の支給もれとなっているものがあつた。(R6. 9.3 道路公園管理室)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

ア 占用料の過年度分について、令和7年1月22日現在、37,140円の未収金があり、前年度の同時期に比べて、61,950円減少している(不能欠損14,490円分含む)。健全な納入者との不均衡が生じないように、今後も未納額の解消に努められたい。

(道路公園管理室)

(5) その他事項 (この講評の際に、連絡すべきもの等) 特になし。

別表「注意事項」

1 共通的事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 占有許可証に記載されている本来の占有料の金額が、誤ったまま発行されているものが確認した中で1件あった。相手に占有許可証を渡す前にもう一度確認されたい。
(道路公園管理室)

3 支出事務について 特になし。

4 契約事務について

- (1) 契約書に「別添の仕様書」とあるが、添付されていなかった。
ア 浜町・月浦線応急復旧業務 (道路公園管理室)
イ 市道草刈り業務 (道路公園管理室)
ウ 占有台帳システム改修業務 (道路公園管理室)
- (2) 検査結果通知書は作成されていたが、公印承認の印がないため、市長印を押印し送付したのか確認できなかった。
ア 刈払機購入 (道路公園管理室)
イ 刃研ぎ名人チェーンソー購入 (道路公園管理室)
ウ 市道等維持管理に伴い発生した廃材の収集運搬及び処分2件 (道路公園管理室)
エ 市道付替え工事に伴い埋設されていた自動車の処分 (道路公園管理室)
オ 市道草刈り業務 (道路公園管理室)
カ 公用車購入 (軽バン)
キ 公用車購入 (2t ダンプ)
- (3) 検査調書は作成されていたが、検査結果通知書が作成されていなかった。
ア 袋インター線道路改良工事に伴う土地売買契約3件 (道路河川整備室)
イ 袋インター線道路改良工事に伴う保証契約3件 (道路河川整備室)

5 財産管理事務について 特になし。

6 経営に係る事業管理について

- (1) 文書の決裁において、決裁日付印が押印されていなかった。
ア 工事成績評定の通知伺い (八ノ窪・湯出線強化舗装 (長崎工区) 工事) (道路公園管理室)
イ 土地売買契約及び保証契約の締結伺い (袋インター関連3件) (道路河川整備室)
- (2) 公用車運転日報に運転した記録があるが、酒気帯び確認記録簿に記録が無いものがあつたので、酒気帯び確認及び記録の徹底について課内の職員に指導されたい。
(令和6年10月分)
ア 運転記録44件に対し酒気帯び記録無し16件 (道路河川整備室)
イ 運転記録100件に対し酒気帯び記録無し18件 (道路公園管理室)

令和6年度財務監査（定期監査：都市計画課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和6年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和5年度、令和6年度都市計画課所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（都市計画課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和7年1月28日（火）から令和7年1月29日（水）まで

イ 本監査 令和7年2月4日（火）から令和7年2月13日（木）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務命令簿に記載があるが、時間外勤務手当の支給もれとなっているものがあつた。(R6 10/13、市営住宅係)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

ア 市営住宅使用料について、納付が遅れている入居者に対して、納付の連絡等素早く対応されている。その結果、滞納の解消や督促件数の減少につながっている。引き続き適切な債権管理を行われたい。(市営住宅係)

(5) その他事項 (この講評の際に、連絡すべきもの等) 特になし。

別表「注意事項」

1 共通的事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 行政財産の目的外使用料の算定をする際に、同じ条例による算定であるにもかかわらず、その時々で異なる計算方法を用いていることがあった。使用者の不利益になることのないよう、算定方法は統一されたい。(都市計画室)
- (2) 水俣駅前広場使用料の納入は、水俣市駅前広場の設置等に関する条例第8条第2項の規定により、使用者は前納しなければならないことになっているが、現状は、特定の使用者について、前納していないものが多く見られた。
加えて、令和6年12月14日に広場を使用しているが、令和7年1月29日現在、まだ納付されていないものがあつた。今後、使用許可する場合は前納を徹底すべきである。(都市計画室)

3 支出事務について

- (1) 切手を購入しているが、切手使用管理簿に記載していなかった。購入してすぐに使用する場合にも、受入と払出について記載されたい。(R6.6.7 84円切手6枚)
(都市計画室)

4 契約事務について

- (1) 契約締結の伺いにおいて、財政課契約管財係の合議がなされていなかった。
 - ア 小崎親水公園除草・草刈業務 (都市計画室)
 - イ 白浜公園砂場入替業務 (都市計画室)
 - ウ 産業団地樹木整枝・剪定業務 (都市計画室)
 - エ 中尾山公園コスモス園土壌改良工事 (都市計画室)

5 財産管理事務について

- (1) 備品台帳に記載されていなかった。
 - ア 牧ノ内団地外消火器購入 (市営住宅係)
- (2) 物品の廃棄について、令和6年5月に廃棄処分しているが、廃棄する際は物品管理規則第21条に則り「物品不用決定書」を作成し、会計管理者に通知されたい。
(市営住宅係)

6 経営に係る事業管理について

- (1) 公用車運転日報に運転した記録があるが、酒気帯び確認記録簿に記録が無いものがあつた。(令和6年10月分)
 - ア 運転記録21件に対し酒気帯び記録無し1件 (都市計画室)
 - イ 運転記録45件に対し酒気帯び記録無し2件 (市営住宅係)

令和6年度財務監査（定期監査：教育課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和6年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和5年度、令和6年度教育課所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（教育課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和7年2月4日（火）から令和7年2月7日（金）まで

イ 本監査 令和7年3月4日（火）から令和7年3月12日（水）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 週休日に勤務した 4h 分を半日振替とした残りの時間について、平日単価とすべきところを休日単価としていた。総務課と協議の上、適切に処理されたい。

(R6 2/10、2/17 一般職給与費 (事務局費)) (学校教育室)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

ア 令和 4 年度の財務監査実施時に、「公民館使用許可申請書 (4 枚綴：複写式) は、手書きのみでなく、市民の利便性向上のため、パソコン等でも出力できるよう検討されたい。」と提案していたが、令和 5 年度中にはホームページ等で様式をダウンロードし、出力できるように改善されている。

しかし、まだその情報が浸透していないので、市民の利便性を図るために、改めて情報を周知されたい。(公民館)

(5) その他事項 (この講評の際に、連絡すべきもの等) 特になし。

別表「注意事項」

1 共通的事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 公民館使用許可申請書に記載されている内容と、実際に領収している金額が異なるものがあつた。冷暖房料の追加や時間の延長の場合が多いが、最終的な申請内容、使用状況等を朱書きするなどして、変更内容が分かるようにしておくべきである。(公民館)
- (2) 水俣市文化会館の物品の貸付を許可する際、「水俣市文化会館条例施行規則第7条における設備等使用料の規定外のため無料」としていたが、実際には規定があるため、施行規則第9条の「委員会が主催する式典、催物等 全額免除」の規定を準用し、全額免除とするほうが適正であると考え。(生涯学習室)
- (3) 公民館使用料を減免する際、1万円以上の使用料については、水俣市事務決裁規程第3条により教育長の専決事項となっているが、課長決裁となっているものがあつた。(公民館)
 - ア 二中バスケットボール部の部活動使用(令和6年6月分)
 - イ 第18回蘇峰先生顕彰会開催及び準備(令和6年11月1日～2日)
- (4) コピー代について、毎月、当月分をまとめて翌月初めに入金しているが、水俣市会計事務規則第21条第2項に基づき、歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。(図書館)
- (5) 水俣市文化会館自主文化事業で行われる公演等のチケットの売上げについて、水俣市会計事務規則第21条第2項に基づき、歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。なお、つり銭が必要であるならば、水俣市会計事務規則第11条及び第12条の規定により、つり銭資金の交付を受けたり、必要な際に市金庫で両替をしたりすることにより解決できるので、活用されたい。(生涯学習室)
 - ア キーウ・クラシック・バレエ「くるみ割り人形ー全幕ー」
 - イ 中国雑技団&京劇公演

3 支出事務について

- (1) 概算払による補助金の実績報告において、精算の証明となる領収書が添付されていないものがあつた。
 - ア 令和5年度水俣市学力向上研究推進指定校事業(学校教育室)
- (2) 購入した切手の枚数と切手出納簿に記載された枚数に相違があつた。購入してすぐに使用する場合にも、受入と払出について記載されたい。
(R6.10.28 10円切手、110円切手)
また、レターパックを購入しているが受払の記録が無い。切手と同様に管理されたい。
(文化財保存管理事業 生涯学習室)

- (3) 払出枚数の記載もれがあった。(R7. 1. 24)
 また、郵便切手受払簿の残数の記載誤りがあった。正しい残数と切手の在庫数は合っているが、残数と在庫数の確認が実施されておらず、半年以上誤ったままになっている。
 (R6. 5. 17 10円切手)
 残数の確認を定期的に行う等、切手の管理を徹底されたい。(図書館)

4 契約事務について

- (1) 随意契約において、1者見積の理由が記載されていなかった。
 ア 令和6年度水俣市公民館使用料領収帳作成業務 (公民館)
- (2) 契約締結の伺いにおいて、財政課契約管財係の合議がなされていなかった。
 ア 令和6年度水俣市公民館使用料領収帳作成業務 (公民館)
 イ 令和6年度水俣市小中学校計量器定期検査業務 (学校教育室)
- (3) 契約書に「別添の仕様書」とあるが、添付されていなかった。
 ア 令和6年度小学校新体力テスト処理業務委託 (学校教育室)
 イ 令和6年度中学校新体力テスト処理業務委託 (学校教育室)
 ウ 水俣第二小学校いす式階段昇降機総合点検業務 (学校教育室)
- (4) 契約書に市長印が押印されていなかった。
 ア 令和6年度いきいき芸術体験教室事業 (学校教育室)
- (5) 検査結果通知書は作成されていたが、公印承認の印がないため、市長印を押印し送付されているか確認できなかった。
 ア 令和6年度水俣市図書館・公民館空調室内機フィルター清掃業務 (公民館)
 イ 令和6年度水俣市図書館・公民館空調設備簡易点検業務 (公民館)
 ウ 令和6年度水俣市公民館使用料領収帳作成業務 (公民館)
 エ 令和6年度水俣市文化会館自主文化事業小学校芸術劇場「ラテン音楽と楽しいミュージックコンサート」公演委託(相手方の名称を省略して記載) (生涯学習室)
 オ 令和6年度水俣市文化会館自主文化事業小学校芸術劇場「ラテン音楽と楽しいミュージックコンサート」鑑賞児童送迎業務(相手方の名称を省略して記載) (生涯学習室)
 カ 水俣市立小中学校間におけるクラウド型文書共有システム業務 (学校教育室)
- (6) 検査結果通知書について、契約期間が契約書と異なっていた。
 ア 令和6年度水俣市公民館ホール舞台設備保守点検業務 (公民館)
- (7) 検査調書は作成されていたが、検査結果通知書は作成されていなかった。
 ア 令和5年度公民館床ワックス清掃業務 (公民館)
 イ 水俣市立図書館・公民館施設警備業務 (公民館)
 ウ 水俣市学校給食センター機械警備業務 (学校給食センター)
 エ 水俣市学校給食センター職員便検査業務 (学校給食センター)
 オ 令和6年度水俣市学校給食センター衛生害虫防除業務 (学校給食センター)
 カ 令和6年度小中学校教職員の胃がん・結核検診業務 (学校教育室)

- (8) 検査結果通知書の原本（公印あり）が送付されていなかった。
ア 水俣市立小中学校機密文書処理業務（相手方の名称を省略して記載）（学校教育室）

5 財産管理事務について

- (1) 物品購入伺いについて、出納員の押印漏れがあった。
ア 図書購入 11月 (図書館)
イ フローリングウエットシート等 (7月8日) (学校給食センター)
- (2) 備品台帳に記載されていなかった。
ア 消火器 (8月) (公民館)

6 経営に係る事業管理について

- (1) 水俣市教育委員会事務局における文書の取扱いについては、水俣市文書規程を準用するとなっている。水俣市文書規程第26条の規定により、決裁文書には決裁日付印を押印することになっているが、決裁日付印が押印されていなかった。
ア 令和6年度水俣市文化財保存活用地域計画作成協議会第1回会議の開催について (生涯学習室)
イ 令和6年度水俣市文化財保存活用地域計画作成協議会第1回会議資料について (生涯学習室)
ウ 水俣市文化財保存活用地域計画序章から第2章の素案の送付について (生涯学習室)
エ 令和6年度水俣市文化財保存活用地域計画作成協議会第2回会議の開催について (決裁権者の押印なし) (生涯学習室)
オ 令和6年度水俣市文化財保存活用地域計画作成協議会第2回会議資料について (生涯学習室)
カ 令和6年度水俣市文化財保存活用地域計画作成協議会第2回会議における検討事項に対する案の確認依頼について (生涯学習室)
キ 令和6年度石坂川生涯学習センター消防設備点検業務委託の実施について (生涯学習室)
ク 令和6年度石坂川生涯学習センター消防設備点検業務委託契約の締結について (生涯学習室)
- (2) 公用車運転日報に運転した記録があるが、酒気帯び確認記録簿に記録が無いものがあった。(令和6年10月分)
ア 運転記録52件に対し酒気帯び記録無し16件 (学校教育室)
イ 運転記録17件に対し酒気帯び記録無し6件 (生涯学習室)
ウ 運転記録1件に対し酒気帯び記録無し0件 (給食センター)

令和6年度財務監査（定期監査：観光戦略課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和6年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和5年度観光スポーツ戦略課観光交流推進室及び令和6年度観光戦略課所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（観光戦略課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和7年2月12日（水）から令和7年2月13日（木）まで

イ 本監査 令和7年3月4日（火）から令和7年3月12日（水）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 令和5年度分の行政財産目的外使用料について、令和7年2月12日現在、まだ調定していないものがあつた。

(ア) 湯の鶴温泉センター敷地内（西日本電信電話株式会社、電話柱1本、支柱1本、支線2本）

(イ) 湯の鶴温泉センター敷地内（株式会社NTTドコモ、通信用光ケーブル30m）

イ 休日勤務手当が支給された休日が含まれる週において、週休日に勤務した7.75hを同一週外の1日振替とし、うち3.75hについて時間外勤務手当を支給している。この週の勤務時間は、法定労働時間に休日勤務した時間を加えた時間以下であるため、3.75hについて時間外勤務手当を支給する必要はない。（R6.11.3）

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 とくになし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

(5) その他事項（この講評の際に、連絡すべきもの等） 特になし。

別表「注意事項」

1 共通的事項について 特になし。

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について 特になし。

4 契約事務について

(1) 検査結果通知書は作成されていたが、公印承認の印がないため、市長印を押印し送付されたのか確認できなかった。

- ア 環境学習情報交流センター施設警備業務
- イ 湯の鶴温泉憩いの広場除草業務
- ウ 湯の鶴座頭滝観爆広場災害応急復旧業務
- エ 亀齢峠草刈り業務
- オ インバウンド受入環境整備事業

(2) 検査調書は作成されていたが、検査結果通知書は作成されていなかった。

- ア 観光事業者受入事業①
- イ 観光事業者受入事業②

5 財産管理事務について 特になし。

6 経営に係る事業管理について

(1) 簿冊には、文書規程第 33 条第 4 号により背表紙を付けることになっているが、付けていないものがあつた。

- ア 水俣ワーケーション関係簿冊
- イ 湯の鶴温泉憩いの広場除草業務
- ウ 湯の鶴座頭滝観爆広場災害応急復旧業務
- エ 亀齢峠草刈り業務

(2) 物品購入・修理伺書で決裁を受けているものがあつた。

- ア ワケーションツアー参加募集の広告掲載
- イ ワケーション用車両借上げ

(3) 昨年の財務監査で、令和 4 年度及び 5 年度の酒気帯び確認についてほとんど記録がなされていなかったため、確認及びその記録の徹底について注意したが、令和 6 年度の記録簿を確認したところ、全てに確認者の押印が無かつた。また、アルコール検知器の使用の有無の○付け誤りの修正、確認日の記入のもれ等の不備が多数見られた。酒気帯び確認については、道路交通法施行規則において義務付けられているので、確認及びその記録の徹底を求める。

(4) 確認者の押印は無かつたが、酒気帯び確認記録簿と公用車運転日報の運転記録を確認したところ、酒気帯び確認の記録が無いものがあつた。

(令和 6 年 10 月分 運転記録 43 件に対し酒気帯び記録無し 12 件)

令和6年度財務監査（定期監査：スポーツ推進課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和6年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和5年度観光スポーツ戦略課スポーツ交流推進室及び令和6年度スポーツ推進課所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（スポーツ推進課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和7年2月18日（火）から令和7年2月19日（水）まで

イ 本監査 令和7年3月4日（火）から令和7年3月12日（水）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務手当の支給額に誤りがあったので、総務課と協議の上、適切に処理されたい。

(ア) 時間外勤務命令簿において実施の記録があるが、手当が支給されていないものがあった。(R6. 10. 26)

(イ) 週休日に勤務した分を振替対応とし、同一週内に振替休を取得していないため振替手当が支給されていたが、以前の分の振替休を同一週内に取得しているため、振替手当の対象とはならないものがあった。

(令和6年度 7月：2件、8月：1件、9月：1件、10月：4件、11月：3件、12月：2件)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

ア スポーツイベント等誘致推進助成金の助成金交付決定額は、水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金交付要綱第5条第2項の規定により、スポーツイベント等に参加した者の延べ宿泊者数に1,000円を乗じた額を助成限度額とした額と、スポーツイベントの運営に要する助成対象経費の2分の1の金額を比較し、いずれか価格の低い方を上限とすることになっているが、それを比較する判定式等を作成したほうがわかりやすいと思うので、検討されたい。

イ スポーツイベント等誘致推進助成金の助成金交付決定額は、スポーツイベントの運営に要する助成対象経費の2分の1の金額となっているが、要綱には規定していない千円未満切捨てにより支給しているものがあつた。実績報告書の提出時に、補助金の申請金額についてアドバイスするようしてはどうか。

ウ 令和5年度の財務監査時に、「スポーツ合宿受入支援事業補助金実績報告書の添付書類としては、宿泊証明書が必要であるが、領収書の写しも添付するようにした方がいいのではないか、検討されたい。」と意見提案したところ、検討する旨の回答を得ていたが、令和6年度の実績報告書には領収書の写しは添付されていなかった。宿泊人数×宿泊日数が補助金額に直接影響するので、誤った記載をしても、そのまま支払うことになってしまう。再度検討されたい。

(5) その他事項（この講評の際に、連絡すべきもの等） 特になし。

別表「注意事項」

1 共通的事項について 特になし。

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について

(1) 請書を徴しているのに支出負担行為が漏れており、兼命令で支出していた。

ア みなまた競り舟大会看板製作委託

(2) 競り舟大会の仮設トイレ借上げにおいて、業者の選定や依頼について決裁を受けることなく発注していた。

(3) スポーツ合宿受入支援事業補助金実績報告書の添付書類として宿泊証明書が添付されていたが、宿泊証明者の記載がないものがあつた。

ア 水俣市バスケットボール協会 宿泊期間9月28日～29日分

4 契約事務について

(1) 見積結果表において、手書きで作成するところをパソコンで作成されていたので、入札の際の開札調書を参考にされたい。

ア みなまたスポーツフェスタ交通誘導業務

(2) 検査結果通知書は作成されていたが、公印承認の印がないため、市長印を押印し送付したのか確認できなかった。

ア モルック用人工芝購入

イ エコパーク水俣杯学童軟式野球大会優勝旗、メダル、楯購入

ウ みなまた競り舟大会会場放送設備設置義務

エ みなまた競り舟大会交通誘導業務

オ みなまた競り舟大会大会会場除草及び清掃業務

カ みなまた競り舟大会棧橋等設置及び撤去業務

キ みなまたスポーツフェスタ交通誘導業務

ク みなまたスポーツフェスタのぼり作成業務

ケ 水俣パドルフェスティバル運営等業務

(3) 検査調書・検査結果通知書が作成されていなかった。

ア みなまた競り舟大会看板製作委託

5 財産管理事務について 特になし。

6 経営に係る事業管理について

- (1) 文書の決裁において、決裁日付印が押印されていなかった。
 - ア 総合体育館大アリーナ空調設備給水装置工事（改造）の届出
 - イ 総合体育館トイレ洋式化工事監督員の通知
 - ウ モルック用人工芝購入実施・契約の締結伺い

- (2) 酒気帯び確認記録簿に確認者の印が無かった。（10/9以降分）

- (3) 公用車運転日報に運転した記録があるが、酒気帯び確認記録簿に記録が無いものがあったので、酒気帯び確認及び記録の徹底について課内の職員に周知されたい。
（令和6年10月分 運転記録28件に対し酒気帯び記録無し20件）

令和6年度財務監査（定期監査：財政課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和6年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和5年度、令和6年度財政課所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（財政課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和7年2月25日（火）から令和7年2月26日（水）まで

イ 本監査 令和7年3月4日（火）から令和7年3月12日（水）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務命令簿において実施の記録があるが、手当が支給されていないものがあった。(R6. 10. 21) (契約管財係)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

ア 令和5年度の財務監査時に、普通財産の貸付けについて、水俣市財産管理規則に「水俣市道路占用条例を準用するのであれば、準用規定が必要である。」と注意したが、その後、水俣市財産管理規則の一部を改正している。この規則については、全庁的に使用する規則であるため、広く周知するべきである。(契約管財係)

イ 庁内には行政財産目的外使用料を徴収している部署が複数あるが、同じ「水俣市行政財産使用料条例」による算定であるにもかかわらず、部署によって異なる計算方法や考え方で導きだした金額を請求している。使用者の不利益になることのないよう、算定方法を統一するためにも、条例の内容や文言の見直しを検討されたい。さらに、すべての部署で同じ算定方法になるよう、算定方法のマニュアルの作成についても検討されたい。(契約管財係)

ウ 公用車を利用する際は、予約はデスクネットの設備予約で行い、運転日報は手書きで記録している。今年度の財務監査で対象の全課局について酒気帯び確認記録と公用車運転日報を確認したところ、日報の記載もれが見られた。また、予約は余裕をもって行われるため、鍵返却の状況を把握して効率的な運用ができるよう、公用車利用及び日報の電子化を検討してはどうか。 (契約管財係)

(5) その他事項 (この講評の際に、連絡すべきもの等) 特になし。

別表「注意事項」

1 共通的事項について 特になし。

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について

- (1) 1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合には、45分以上の休憩時間を与えなければならないが、30分の日があった。(R6.7.20) (契約管財係)
- (2) 備品と思われるものを消耗品費で支出していた。
 - ア パイプハンガー (契約管財係)
 - イ 大型ホッチキス 240枚とじ (財政係)

4 契約事務について

- (1) 随意契約の根拠法令に誤りがあった。
 - ア 構内交換電話設備の外線及び内線番号追加業務実施伺い (契約管財係)
- (2) 契約書に「別添の仕様書」とあるが、添付されていなかった。
 - ア 構内交換電話設備の外線及び内線番号追加業務 (契約管財係)
- (3) 検査結果通知書は作成されていたが、公印承認の印がないため、市長印を押印し送付したのか確認できなかった。
 - ア 市役所清掃業務 (契約管財係)
 - イ 機構改革に伴うサイン作成業務 (契約管財係)

5 財産管理事務について 特になし。

6 経営に係る事業管理について

- (1) 決裁日付印が押印されていなかった。
 - ア 市役所清掃業務検査結果伺い (契約管財係)
 - イ 機構改革に伴うサイン作成業務の検査結果伺い (契約管財係)